**「薬物の使用等を助長する図書類等」を取り巻く状況**

資料４

**≪インターネット上の流通・閲覧防止対策≫**

**○インターネットホットラインセンター（ＩＨＣ）の運用状況**

平成24年、25年で比較すると、ＩＨＣに寄せられる薬物犯罪・規制薬物の通報

情報件数及びＩＨＣによる処理件数は激減している。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 通報情報件数 |  | ＩＨＣによる薬物犯罪・規制薬物の処理件数　 |  |
| 通報受理件数 |  |
| うち違法情報 |  |  |  |
| 薬物犯罪・規制薬物 | 警察庁へ通報前に削除済み |  |
| うち犯罪の実行又は濫用を公然、あおり、又は唆す行為 | うち広告 | 警察庁へ通報 | うちプロバイダ等へ削除依頼 |  |
| うち削除完了 |
| H22 | 175,956 | 35,016 | 188 | 4,469 | 91 | 4,289 | 2,250 | 1,405 |
| H23 | 176,254 | 36,573 | ２５３ | 9,601 | 29 | 6,645 | 5,381 | 770 |
| H2４ | 1９6,474 | 38,933 | 416 | 4,969 | 175 | 4,541 | 2,970 | 2,237 |
| H2５ | 130,720 | 30,371 | 152 | 　1,156 | 24 | 1,037 | 778 |  614 |

**≪大阪府薬物の濫用防止に関する条例（H24.12.1施行）≫**

**≪国の取組み≫**

・薬事法の改正（H25.12月公布、H26.4月施行）

　　　 これまでの指定薬物の製造、販売等に加え、医療等の用途以外の目的で指定薬物を所持・

購入・譲り受けする等の行為を罰則化。

・薬事法に規定する指定薬物の大幅な増加

指定薬物総数　92物質　⇒　１,３７９物質（Ｈ26.7月末現在）

 ・危険ドラッグ緊急対策を決定（H26.７.18）

 （主な内容）①実態把握の徹底と啓発強化、②指定薬物の迅速指定と犯罪取締りの徹底

　　　　　　　　　③規制のあり方の見直し

**≪条例施行後の青少年課の取組み≫**

　・青少年の薬物乱用防止に向けた啓発活動の実施

「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」の啓発対策部会等に参画し、「積極的な啓発活動を推進し、青少年の薬物乱用を未然に防止する」戦略のための取組を推進。

具体的には、非行防止活動ネットワーク研修会における青少年指導員、ＰＴＡ、教職員等に対する講演や「少年非行防止・暴走族追放強調月間」のキャンペーンでのチラシ配布。

また、危険ドラッグ店周辺における見守り活動の実施など、青少年を薬物に近づけないための活動協力を青少年指導員に対して要請。

**これまでの経緯**

・薬物濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用を防止するため、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」が制定。（H24.10制定、H24.12施行）

　・青少年健全育成審議会に「子どもの性的虐待の記録への新たな対応」と併せ「薬物の使用等を助長する図書類等への新たな対応」について諮問（H24.10.31）。同審議会に特別部会を設け、平成24年10月から平成25年３月まで6回にわたって集中的に審議を行い、平成25年３月、特別部会からこれまでの審議状況を審議会に中間報告。

**≪危険ドラッグに関する府内の状況≫**

○**危険ドラッグ販売店舗数**（府薬務課から報告のあった数）

|  |  |
| --- | --- |
| H24年 3月末 | ７３店舗 |
| H24年12月末 | ３９店舗 |
| H25年 5月末 | 2８店舗 |
| H25年12月末 | ３８店舗 |
| H2６年　６月末 | ４０店舗 |

○**危険ドラッグの使用により病院に救急搬送された人数**（府警本部へ報告のあった数）

|  |  |
| --- | --- |
| H23年 | ２４人（うち18歳未満は０人） |
| H24年 | ４６人（うち18歳未満は２人） |
| H25年 | １０人（うち18歳未満は４人） |

※Ｈ２６年は集計中のため公表されていない。

**≪薬物の使用等を助長する図書類とインターネット上の状況≫**

◇府内書店の陳列販売の状況（平成25年12月現在）

　府内の大型書店等において、「他都府県が指定した図書類」の陳列販売の状況を調査。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 調査店舗数（府内の大型書店等） | 陳列店舗数 |
| H24年 | ３０店舗 | ６店舗（他府県が指定した４３冊のうち１１冊を確認） |
| H25年 | ３０店舗 | ４店舗（同上） |

　　薬事法が禁止する指定薬物とは別に、知事が府内において濫用又は濫用のおそれがある中枢神経系の興奮や幻覚等の作用を有すると認められる薬物を指定し、それらの製造、栽培、

販売等に加え、使用する目的での所持等を禁止し罰則を科す。

＜知事指定薬物の指定状況 　Ｈ26年7月18日現在＞

これまで29物質を指定。内２0物質は国指定に移行。現在、知事指定薬物は9物質。

[報告概要]

　 青少年がほとんど購入していないこと、犯罪誘発と図書との因果関係が不明なこと、危険ドラッグ自体に対する規制の強化等の実態を踏まえると、今のところ有害図書指定する必要性は低い。

○薬物の使用等を助長する図書類

薬物を摂取した場合の効用等を説明し、薬物使用の賛美やそそのかし、栽培方法等の記載があり、当該図書類を読んだ青少年が興味本位で薬物に手を出す懸念がある。